三　次に掲げる額の合算額

イ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第九号、第十一号一、第十三号、第十九号、第二十八号、第三十二号、第四十三号、第四十八号、第五十三号、第五十六号、第六十九号、第七十五号及び第七十六号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とし、第十号、第十一号二、第十二号、第十八号、第二十号、第二十一号、第四十六号、第四十七号、第四十九号、第六十五号、第六十八号、第七十一号、第七十二号、第七十三号二及び第七十八号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
一　消防団員退職報償金負担金に要する経費があること。	次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。 算式 （A×19,200円－B×C）×0.8 算式の符号 A　前年度の10月1日現在における当該市町村の非常勤消防団員の条例定員の数 B　当該年度の基準財政需要額の算定に用いた消防費に係る補正後の数値（普通交付税に関する省令第49条の規定の適用を受ける市町村にあつては、同条の規定を適用した後の数値） C　消防本部及び消防署設置市町村（普通交付税に関する省令第10条第13項に規定する消防本部及び消防署設置市町村をいう。以下同じ。）にあつては111円94銭、その他の市町村にあつては1,130円40銭
二　高速道路等に係る救急業務に要する経費があること。	前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に、高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条に定める道路をいう。）、本州四国連絡道路瀬戸中央自動車道及び本州四国連絡道路神戸淡路鳴門自動車道（以下「高速道路等」という。）における救急業務（以下「高速道路等救急業務」という。）を実施する市町村について、次の表の上欄に掲げる市町村の区分に従い、それぞれ下欄に掲げる額（同期間中の高速道路等救急業務実施月数が一二月に満たない市町村については、当該額に高速道路等救急業務実施月数（一月未満の端数期間があるときは、その端数期間を切り上げる。）に十二分の一を乗じて得た数を乗じて得た額とする。）とする。

三　次に掲げる額の合算額

イ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第九号、第十一号一、第十三号、第十九号、第二十八号、第三十二号、第四十四号、第五十号、第五十五号、第五十八号及び第七十一号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とし、第十号、第十一号二、第十二号、第十八号、第二十号、第二十一号、第四十八号、第四十九号、第五十一号、第六十七号、第七十号、第七十三号、第七十四号及び第七十五号二に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
一　消防団員退職報償金負担金に要する経費があること。	次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。 算式 （A×19,200円－B×C）×0.8 算式の符号 A　前年度の10月1日現在における当該市町村の非常勤消防団員の条例定員の数 B　当該年度の基準財政需要額の算定に用いた消防費に係る補正後の数値（普通交付税に関する省令第49条の規定の適用を受ける市町村にあつては、同条の規定を適用した後の数値） C　消防本部及び消防署設置市町村（普通交付税に関する省令第10条第13項に規定する消防本部及び消防署設置市町村をいう。以下同じ。）にあつては111円94銭、その他の市町村にあつては1,146円80銭
二　高速道路等に係る救急業務に要する経費があること。	前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に、高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条に定める道路をいう。）、本州四国連絡道路瀬戸中央自動車道及び本州四国連絡道路神戸淡路鳴門自動車道（以下「高速道路等」という。）における救急業務（以下「高速道路等救急業務」という。）を実施する市町村について、次の表の上欄に掲げる市町村の区分に従い、それぞれ下欄に掲げる額（同期間中の高速道路等救急業務実施月数が一二月に満たない市町村については、当該額に高速道路等救急業務実施月数（一月未満の端数期間があるときは、その端数期間を切り上げる。）に十二分の一を乗じて得た数を乗じて得た額とする。）とする。